

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当該休日に當たるときは、その翌日）

四 施行期日等

- この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。  
所要の満了日を満了するここととする。

- ▽市町村長に対する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則

- 次のとおり、知事の権限に属する事務を市町村長に委任することとした。

<p>(二) <b>租税特別措置法に基づく事務</b>  <b>ア 優良住宅の認定</b>  <b>イ 優良宅地の認定</b></p> <p>は、アのみ</p> <p>鳥取市長、 米子市長、 び境港市長 (境港市長)</p>
<p><b>規則</b></p>
<p>広域連合の長に対する事務の委任に関する規則をここに公布する。</p>
<p>平成十年三月十七日</p>
<p>鳥取県知事 西 尾 昂 次</p>

<p>2 所要の経過措置を講ずることとした。</p> <p>3 鳥取県事務処理権限規則及び狂犬病予防法施行細則について所要の規定の整備を行うこととした。</p>
<p><b>鳥取県規則第一号</b></p>
<p>広域連合の長に対する事務の委任に関する規則</p>
<p>(趣旨)</p>
<p>第一条 この規則は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百九十五条の二 第二項に基づき知事の権限に属する事務を広域連合の長に委任することに関する必要 な事項を定めるものとする。</p>
<p>(事務の委任)</p>
<p>第二条 知事は、別表の上欄に掲げる事務を、それぞれ同表の下欄に掲げる広域連合の 長に委任する。ただし、当該事務に係る事案が当該広域連合の区域以外にもわたる場 合は、この限りでない。</p>
<p>(雑則)</p>
<p>第三条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関する必要な事項は、知事が 別に定める。</p>
<p>五 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。</p>
<p>五 施行期日等</p>
<p>1 この規則は、平成十年四月一日から施行することとした。</p>
<p>附 則</p>

(施行期日)

1 「」の規則は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 「」の規則の施行の日（以下「施行日」といへば）前になされたる申請等に係る許可等の処分その他の行為については、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした許可等の処分その他の行為は、施行日以後、「」の規則に基づき権限を委任される広域連合の長のした許可等の処分その他の行為とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする許可等の処分その他の行為についても、同様とする。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

4 鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第111号）の一部を次のよう  
に改正する。別表第一消防防災課の項第十回中「事務」の次に「(広域連合の長に委任したもの  
を除く。)」を加え、29の次に次のよう  
に加える。

29の2 同法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理	<input checked="" type="checkbox"/>			
-------------------------------------	-------------------------------------	--	--	--

別表第一消防防災課の項第十回中「事務」の次に「(広域連合の長に委任したもの  
を除く。)」を加え、回中「以下消防防災課の項の十七及び十八」を「十七及び  
十九」に、「以下十七及び十八」や「11の(一)並びに十九の1の(一)及び3の(一)」  
に改めること。

15の2 同法第30条第3項の規定による火薬類取締保安責任者等の選任及び解任の届出の受理	<input checked="" type="checkbox"/>			
--	-------------------------------------	--	--	--

別表第一消防防災課の項第十回中「事務」の次に次のよう  
に加える。

19の2 同法第33条第2項の規定による火薬類取扱保安責任者の代理者の選任及び 解任の届出の受理	<input checked="" type="checkbox"/>			
---	-------------------------------------	--	--	--

別表  
(第一条関係)

1 火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）に基づく知事の権限に属する事務（煙火に係るものに限る。）及び二に記載のうち次に掲げるもの

(一) 第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可

(二) 第十七条第二項の規定による火薬類の譲渡又は譲受の許可の取消

(三) 第十七条第四項の規定による火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の交付

(四) 第十七条第六項の規定による許可証の有効期間の認定

(五) 第十七条第七項の規定による許可証の記載事項の変更の届出の受

理及びその書換え

(六) 第十七条第八項の規定による許可証の再交付

(七) 第十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可

(八) 第十五条第三項の規定による火薬類の消費の許可の取消

(九) 第三十条第三項の規定による消費者からの火薬類取扱保安責任者

及び火薬類取扱副保安責任者の選任及び解任の届出の受理

(十) 第三十三条第一項の規定による消費者からの火薬類取扱保安責任

者の代理者の選任及び解任の届出の受理

(十一) 第三十四条第二項の規定による消費者に対する火薬類取扱保安責

(十二) 第四十三条第一項の規定による消費場所への立入検査、関係者への質問及び火薬類の取扱

鳥取中部  
広域連合

(三) 第四十六条第二項の規定による災害発生時における消費者からの報告の徴収	(三) 第四十七条の規定による火薬類による爆発等の発生時における消費者に対する現状の変更の指示	(三) 第五十二条第一項の規定による公安全委員会への通報
二　火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第七条の規定により知事の権限に属するものとされた火薬類取締法に基づく事務のうち次に掲げるもの	二　火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第七条の規定による消費者に対する報告の請求	二　火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第七条の規定による消費者に対する必要な措置の実施
(一) 第四十二条の規定による消費者に対する報告の請求	(一) 第四十五条の規定による消費者に対する必要な措置の実施	(一) 第四十二条の規定による返納された許可証の受理及び当該許可証に付する許可証の交付
(二) 第四十九条の規定による旧許可証の受理	(二) 第四十一条の規定による新規の許可証の交付	(二) 第四十九条の規定による旧許可証の受理
(三) 第四十八条第四項の規定による許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出の受理	(三) 第四十八条第四項の規定による許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出の受理	(三) 第四十八条第四項の規定による許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出の受理
(四) 第五十六条の六の規定による消費者からの報告の受理	(四) 第五十六条の六の規定による消費者からの報告の受理	(四) 第五十六条の六の規定による消費者からの報告の受理
四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理	四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理	四　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理
鳥取中部 ふるさと 広域連合	鳥取中部 ふるさと 広域連合	鳥取中部 ふるさと 広域連合
鳥取県規則第二号	鳥取県知事 西 尾 邑 次	鳥取県知事 西 尾 邑 次
市町村長に対する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則 (市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)	市町村長に対する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則 (市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)	市町村長に対する事務の委任に関する規則等の一部を改正する規則 (市町村長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)
第一条 市町村長に対する事務の委任に関する規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第 十六号）の一部を次のように改正する。	第一条 市町村長に対する事務の委任に関する規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第 十六号）の一部を次のように改正する。	第一条 市町村長に対する事務の委任に関する規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第 十六号）の一部を次のように改正する。

別表中第六号を第二十一号とし、同表第五号(六)中「第十九条第一項」を「第十九条」に改め、同号(七)を削り、同号を同表第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

十八 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	各市町村長
(一) 第二十六条第一項の規定による他の土地の試掘等の許可	
(二) 第五十二条第一項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定による土地の形質の変更等の許可	
(三) 第五十二条の二第二項（第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項及び第六十五条第三項において準用する第四十二条第二項の規定による国の機関との協議	
(四) 第五十三条第一項の規定による建築物の建築の許可	
(五) 第六十五条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可	
(六) 第六十五条第二項の規定による施行者の意見の聴取	
(七) 第八十一条第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言（この号に規定する許可に係るものに限る。以下の号において同じ。）	
(八) 第八十一条第一項の規定による許可の取消し等並びに行為の停止の命令及び必要な措置をとることの命令	
(九) 第八十二条第一項の規定による必要な措置の実施等	
(十) 第八十二条第一項の規定による公示	
(十一) 第八十二条第一項の規定による立入検査	
十九 の 都 市 計 画 法 に 基 づ く 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 の う ち 次 に 掲 げ る も の の 規 定 に よ る 市 街 化 区 域 内 に お け る 開 發 行 为 の 许 可	
(一) 第二十九条の規定による市街化区域内における開発行為の許可	
(二) 第三十五条第二項の規定による開発行為の許可又は不許可の通知（一に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号において同じ。）	
(三) 第三十五条の二第一項の規定による変更の許可	
(四) 第三十五条の二第三項に規定する軽微な変更の届出の受理	
(五) 第三十六条第一項に規定する開発行為に関する工事の完了の届出の受理	
(六) 第三十六条第一項の規定による開発行為に関する工事の検査及び検査済証の交付	
(七) 第三十六条第三項の規定による公告	
(八) 第三十七条第一号の規定による仮設建築物及び工作物の建築等の承認	
(九) 第三十八条に規定する開発行為に関する工事の廃止の届出の受理	
	鳥取市長 及び米子市長

第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認

(二) 第四十六条の規定による開発登録簿の調製及び保管

(三) 第四十七条第五項の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付

(四) 前号(七)から(七)までに掲げる事務（この号に規定する許可等に係るものに限る。）

二十 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十条の規定による書面の交付（前二号に規定する許可等に係るものに限る。）

二十一 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第六十一条の規定による書面の交付（前二号に規定する許可等に係るものに限る。）

別表中第四号を第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第七条第一項から第四項までの規定による広告物等の除却	長	各市町村
十五 鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	長	各市町村
(一) 第三条第一項の規定による広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置の許可	長	各市町村
(二) 第四条第一項の規定による広告物の表示場所等及び広告物を掲出する物件の設置場所等の変更の許可	長	各市町村
(三) 第七条の四第一項に規定する広告物及び広告物を掲出する物件の除却の届出の受理	長	各市町村
(四) 第八条の規定による広告物及び広告物を掲出する物件の除却等の命令	長	各市町村
(五) 第九条の規定による告示	長	各市町村
(六) 第九条の二の規定による許可の取消し	長	各市町村
(七) 第九条の三第一項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに立入検査	長	各市町村
十六 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	長	各市町村
(一) 第七十六条第一項の規定による土地の形質の変更及び工作物及び建築等並びに物件の設置等の許可	長	各市町村
(二) 第七十六条第二項の規定による施行者の意見の聴取	長	各市町村
(三) 物件の移転及び除却の命令	長	各市町村
(四) 第七十六条第五項の規定による原状回復等の措置の実施及びその旨の公告	長	各市町村

別表中第三号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百三十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち小売業に係るもの	長	各市町村
十二 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	長	各市町村
(一) 第十二条第一項の規定による鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取の許可（有害鳥獣の駆除を目的とするものであつて鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十九条第一項第一号又は第三号に掲げる場合（クマの場合を除く。）に限る。）	長	各市町村
(二) 及び(三)において同じ。	長	各市町村
(四) 第十二条第二項の規定による許可証及び従事者証の交付	長	各市町村
(五) 第十三条の規定による鳥獣飼養許可証の交付	長	各市町村
(六) 第十三条ノ二ただし書の規定によるヤマドリの販売の許可	長	各市町村
(七) 第十九条ノ二第一項の規定による立入検査（この号に規定する許可に係るものに限る。）	長	各市町村
(八) 第二十条ノ三の規定による必要な報告の徴収	長	各市町村
十三 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものの	長	各市町村
(一) 第三十条第二項に規定する鳥獣を譲り受けた旨の届出の受理（前号に規定する許可に係るものに限る。以下この号において同じ。）	長	各市町村
(二) 第三十条第四項の規定による鳥獣飼養許可証の有効期間の更新	長	各市町村
(三) 第三十一条に規定する住所及び氏名の変更の届出の受理	長	各市町村
(四) 第三十二条に規定する鳥獣捕獲許可証等の亡失の届出の受理	長	各市町村
(五) 第三十三条第一項及び第三項の規定による鳥獣捕獲許可証等の再交付	長	各市町村
(六) 第三十四条第一項及び第二項の規定による鳥獣捕獲許可証等の返納の受理	長	各市町村
(七) 第三十四条第五項に規定する報告の受理	長	各市町村
十四 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち専用水道及び簡易専用水道に係るもの	長	各市町村
十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの	長	各市町村
(一) 第十条第一項の規定による墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可	長	各市町村
(二) 第十条第二項の規定による墓地の区域等の変更及び墓地等の廃止	長	各市町村

の許可

(四)(三) 第十八条第一項の規定による立入検査及び報告の請求

及び禁止の命令並びに経営等の許可の取消し

五 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)第二条第一項ただし書の規定による死亡・獣畜の解体、埋却及び焼却の許可

六 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(二)(一) 第四条第二項の規定による犬の登録及び鑑札の交付

(二) 第五条第二項の規定による注射済票の交付

七 狂犬病予防法施行令(昭和二十八年政令第二百三十六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第一条の規定による鑑札の再交付

(二) 第一条の二第一項の規定による犬の登録の変更

(四)(三)(二) 第一条の二第二項の規定による鑑札の交付及び犬の新所在地の通

(五) 第二条の二第三項の規定による犬の原簿の送付

(六) 第三条の規定による注射済票の再交付

八 商工会法第六十一条第一項の規定による通商産業大臣の権限の委任に関する政令(昭和三十五年政令第百四十九号)の規定により知事の権限に属するものとされた商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)に基づく事務のうち商工会に係るもの

別表に次の二号を加える。

二十二 税特措法(昭和三十二年法律第二十六号)第二十八条の四第三項第六号、第三十一条の二第二項第十一号二、第六十二条の三第四項第十一号二及び第六十三条第二項第六号の規定による優良住宅の認定	鳥取市長、米子市長及び境港市長
二十三 税特別措置法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十号ハ、第六十二条の三第四項第十号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による優良宅地の認定	市長

(災害救助法施行細則の一部改正)

第一条 災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(職権の委任)

第十七条 次に掲げる救助の実施に関する職権は、法第三十条の規定に基づき市町村長に委任する。

一 収容施設(応急仮設住宅を除く。)の供与

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

四 災害にかかる者救出

五 災害にかかった住宅の応急修理

六 学用品の給与

七 埋葬

八 死体の捜索

九 死体の処理

十 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

2 市町村長は、前項の規定により委任された救助を実施したときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項各号に掲げる救助の全部又は一部を実施するものとする。

(鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正)

第三条 鳥取県公害防止条例施行規則(昭和四十七年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二号中「又は第五十八条第一項」を「第五十八条第一項、第五十八条の三第一項又は第五十八条の五第一項」に改め、同条第三号中「又は第五十八条第二項」を「第五十八条第二項、第五十八条の三第二項又は第五十八条の五第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前になされている申請等に係る許可等の処分その他の行為については、この規則による改正後の市町村長に対する事務の委任に関する規則（以下「新委任規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日前に知事又はその委任を受けた者がした許可等の処分その他の行為は、施行日以後、新委任規則に基づき権限を委任される市町村長のした許可等の処分その他の行為とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者がする許可等の処分その他の行為についても、同様とする。

4 この規則の施行の際現に鳥取県屋外広告物条例（昭和三十七年七月鳥取県条例第三十一号）の規定に違反している広告物又は広告物を掲出する物件に係る新委任規則別

これらの規定にかかるわらず、各市町村長に委任しないものとする。

5 鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二環境政策課の項第十一号中「事務」の次に「(市町村長に委任したもの  
等へ。)」を加え、21を削り、22を21とし、23を22とし、24から26までを削り、27を23  
とし、23の次に次のように加える。

24 同条例第60条第1項の規定による報告の要求及び工場等への立入検査	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
(一) 20に係るもの	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
(二) (一)以外のもの	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

別表第一「環境政策課の項第十一」号28を削り、同項第十三号中「事務」の次に「(市町村長に委任したものを探く。)」を加え、同号一中「公示」を「工事」に改め、同号1の次に次のように加える。

	1 同法第35条第1項の規定による卸売業				
又は小売業の登録					
(一) 登録卸売業者又は登録小売業者の業務を譲り受けて卸売業又は小売業を行うとする者に係るもの	○				
(二) (一)以外のもの	○				

別表第一農産園芸課の項第五号中「及び第47条第1項」を削り、同号7号「第41条第1項」の次に「及び第47条第1項」を加え、同表森林保全課の項第八号中「属する事務」の次に「(市町村長に委任したものと除く。)」を加え、同号24中「第12条」の「第12条第1項」に於て、画印25中「発行」を「交付」に改め、同印中26を削り、27を26へ、26の次に次のよう記入加へる。

			立 即検査の実施
(一)			森林保全課の職員によるもの
(二)			(→以外のもの)

1の2 同法第34条第1項において準用する同法第13条第1項の規定による専用水道の施設の新設等の届出の受理 ○

平成10年3月17日 火曜日

報 公 県 取 鳥

別表第1「輸出証明書の項録」中(二)「属する事務」の次に「(市町村長に委任したもの)」を除く。」や左ペ、□の次に次のものへ記入べ。

17の2 同法第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長
(一) 16の(三)(1)又は(2)のイの許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長
(二) 16の(三)(2)のハの許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長

別表第1「輸出証明書の項録」中(二)「検査」の次に「及び検査済証の交付」や左ペ、□の次に次のものへ記入べ。

20の2 同法第38条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発行為に関する工事の廃止の届出の受理	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長
(一) 16の(一)、(二)若しくは(三)(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長
(二) 16の(三)(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長

別表第1「輸出証明書の項録」中(二)「検査」の次に次のものへ記入べ。

25 同法第45条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長
(一) 16の(一)、(二)若しくは(三)(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	土木事務所長

くはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○	○
(二) 16の(三)(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○	○

別表第1「輸出証明書の項録」中(二)「第57条の3」や「第57条の3第1項」の次に次のものへ記入べ。

25の2 同法第46条(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の調製及び保管	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○
(一) 16の(一)、(二)若しくは(三)(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○
(二) 16の(三)(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○
25の3 同法第47条第5項(同法附則第5項において準用する場合を含む。)の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○
(一) 16の(一)、(二)若しくは(三)(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○
(二) 16の(三)(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○

別表第1「輸出証明書の項録」中(二)「第57条の3」や「第57条の3第1項」の次に次のものへ記入べ。

26の2 同法第52条の2第2項(同法第57条の3第1項において準用する場合を含む。)、同法第53条第2項及び同法第65条第3項において準用する同法第42条第2項の規定による国の機関との協議	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○
(一) 16の(一)、(二)若しくは(三)(2)のロ若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	○

別表第1「輸出証明書の項録」中(二)「除く。」の次に「38から54までにおいて同じ。」を左ペ、□の次に「(下水道課の所掌事務に係るもの)」や左ペ、□の次に次のものへ記入べ。

52 同法第80条第1項の規定による報告及び助言				
(一) 16の(一)、(二)若しくは(三)(2)のロ、21、22、23の(三)、30の(一)、39、44、45又は55の(一)の許可等に係るもの				
(二) 13、16の(三)(2)のハ、23の(一)、25の(一)、37又は55の(二)の許可等に係るもの				
(三) 16の(三)(1)若しくは(2)のイ、18、20、23の(二)、24、25の(二)、26、30の(二)、46又は55の(三)の許可等に係るもの				
53 同法第81条第1項及び第2項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分				
(一) 16の(一)、(二)若しくは(三)(2)のロ、21、22、23の(三)、30の(一)、39、44、45又は55の(一)の許可等に係るもの	○			
(二) 13、16の(三)(2)のハ、23の(一)、25の(一)、37又は55の(二)の許可等に係るもの		○		
(三) 16の(三)(1)若しくは(2)のイ、18、20、23の(二)、24、25の(二)、26、30の(二)、46又は55の(三)の許可等に係るもの			○ 土木事務所長	
54 同法第82条第1項の規定による立入検査				
(一) 53の(一)の監督処分を行うためのもの	○			
(二) 53の(二)の監督処分を行うためのもの	○			
(三) 53の(三)の監督処分を行うためのもの	○	○ 土木事務所長		
同表銀   都市計画監視の標準   中の次に次の   中を是べぬ。				
一の二 都市計画法施行規則 (昭和44年建設省令第49号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第60条の規定による書面の交付 若しくはハ又は55の(一)若しくは(二)の許可に係るもの (二) 一の16の(三)(1)若しくは(2)のイ又は55の(三)の許可に係るもの			
		○		
			○ 土木事務所長	

(市町村長  
に委任した  
ものを除く。)

別表第一「都市計画課の項第一」中「事務」の次に「(市町村長に委任したもの)を除く。」を加え、24の次に次のように加える。

別表第一「都市計画課の項第五中「事務」の次」「(市町村長に委任したもの)を除へ。」を加え、2の次に次のように加える。

○土木事務所長 2の2 同条例第7条の4第2項の規定による広告物等の除却の届出の受理

別表第一都市計画課の項第五号4を次のように改める。

別表第一下水道課の項第五号中「限る」を「限り、市町村長に委任したものと除く」と改め、同号10の5から12までを次のように改める。

	10の5 同法第80条第1項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに必要な勧告及び助言	(一) 3、8又は9の認可等に係るもの (二) 1の認可に係るもの (三) 9の2の許可に係るもの	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>
11	同法第81条第1項及び第2項の規定による許可等の取消し、変更等の監督処分	(一) 3、8又は9の認可等に係るもの (二) 1の認可に係るもの (三) 9の2の許可に係るもの	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 土木事務所長
12	同法第82条第1項の規定による立入検査	(一) 11の(一)の監督処分を行うためのもの (二) 11の(二)の監督処分を行うためのもの (三) 11の(三)の監督処分を行うためのもの	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> <input type="radio"/>	<input type="radio"/> 所長

別記様式第一号から別記様式第五号までを組り、別記様式第六号から「別記様式第六号(第3条関係)」から「様式第一号(第2条関係)」、「般」から「様」、「第3条第1項」から「第2条第1項」止格及「□□□—□□」を組り、同様式を様式第一号とする。

（狂犬病予防法施行細則の一部改正）  
狂犬病予防法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十三号）の一部を次のように改止する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥  
取